

第6回 福井県最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日時 令和6年8月9日(金) 13:30~14:35
- 2 場所 福井春山合同庁舎 14階 福井労働局会議室
- 3 出席者 公益代表委員 3名(定数3名)
労働者代表委員 2名(定数3名)
使用者代表委員 3名(定数3名)

4 議題

- (1) 福井県最低賃金の改正決定について
- (2) 結審
- (3) 専門部会報告(案)について

5 議事要旨

議題(1)について

提示額に関する公益委員見解、答申文(案)のうち付帯事項について、それぞれ説明ののち、全体協議を行った。

使用者代表委員からは、

- ・ 公益委員見解に関して、賃金引上げ率は連合福井の中小規模の引上げ率でなく、全体の引上げ率5.10%や全国連合本部の(有期・短時間・契約等労働者の)率5.74%を重視している。また、第4表の賃金上昇率2.4%を十分に考慮する必要があると記載があるのに考慮していない。さらに、国内企業物価指数は前年比4.2%上昇、福井市の消費者物価指数である前年比3.1%上昇を上回っているとしているが、全国的な数値を福井の最低賃金の算定根拠とするのはおかしい。
- ・ 消費者物価指数の頻繁に購入する品目は令和5年10月から令和6年6月までの期間の平均は5.4%で、その前の期間は4.8%とある。5.4%に着目するのではなく、4.8%から5.4%に上昇したことに着目すべきである。
- ・ 今回の53円、5.7%に達したことを、各種統計値に基づいて客観的に県民に説明できないのではないか。
- ・ 答申文(案)の付帯事項については、原案が「賃金引上げ」に関する政府要望となっており、「最低賃金引上げ」に関する政府への要望と

すべき。

- ・ これまで議論を尽くしても、なお開きは大きく、採決に移行することに了解する。

旨の意見が出された。

労働者代表委員からは、

- ・ 全会一致が可能ならば、それに向けた努力は惜しまないが、これまで議論を尽くしており、採決に移行することに了解する。

旨の意見が出された。

公益代表委員からは、

- ・ 各種統計の全国的な値も、全国の動向として参考にしている。
- ・ 消費者物価指数が高止まりしている中で、物価水準の上昇だけで言えば、ウクライナ侵攻が影響し始めた令和4年6月からの物価上昇率から算定するに最低賃金は時間額990円を超えるくらいが相当と考えるが、総合的な判断として公益委員見解として示した金額が妥当と考えた。

旨の意見が出された。

議題（2）について

公益委員見解として、

- ・ 「本年度の福井県最低賃金の引上げについては、53円の引上げを実施すること」

を示して採決を実施したところ、賛成多数により結審することとなった。

議題（3）について

上記結審に基づく専門部会報告書（福井県最低賃金を53円引上げ984円とする）を作成・確認し、同日午後3時から開催する第514回審議会に報告し、審議することとなった。